

23浪災対発第　　号
平成23年9月26日

原子力災害対策本部長　野田佳彦様

福島県浪江町長　馬場　有

警戒区域の一部解除について(要望)

日夜原子力災害への対応に対し敬意と感謝を申し上げます。

さて、わが浪江町民21,400人の避難生活も200日におよび、放射能の見えざる恐怖と帰還できぬ焦燥感からストレスが亢進しております。町では、町民の早急な帰還が実現できるよう努力をしております。

つきましては、下記により警戒区域の一部を解除するよう要望します。

記

1　解除の内容

浪江町及び南相馬市小高区のうち、放射線量年間20ミリシーベルト未満(推定を含む)の地域(小字単位)を対象とし、浪江町長が指定する職員並びに指名した業者等が、宿泊滞在できるよう警戒区域の一部を早急に解除(特定人の)すること。

2　解除を求める根拠

- ① 国は、年間20ミリシーベルトを超えると想定される地域及び緊急事態を考慮し地域(同心円)を避難指示(計画的避難区域を含む)した。
- ② その後、国及び町独自の放射線量の測定が詳細に行われ、年間20ミリシーベルトを超える地域は正確に特定されてきたこと。
- ③ 一方、東京電力の事故収束工程表が順調にステップを重ね、原発敷地外への放射線の漏れがないこと。
- ④ このことは、33,700人以上の一時立入及び公益的立入した住民、誰ひとりとして、除染の必要性がなかったことでも証明された。
- ⑤ 政府は、住民の帰還に向けた条件が整ったとして緊急時避難準備区域を9月30日解除すると表明した。この条件は、警戒区域の一部でも満たしていること。
- ⑥ 福島県では、復旧・復興作業における被爆管理基準を年間20ミリシーベルト以内として住民帰還に向けた準備態勢を強化した。
- ⑦ 放射性物質汚染対処特措法が成立し、除染に関する緊急実施基本方針が示され、大規模な除染活動が目前に迫りその対応が喫緊の課題となっている。

3 解除を求める町行政及び住民事情

- ① 隠没道路の整備、上下水道の損壊状況、教育・福祉施設の被害現況等調査を実施し、避難住民の焦燥感を帰還に向けた復旧・復興への希望の光とする必要がある。
- ② インフラ被害の実態調査及び復旧・復興工事まで2年から5年程度の期間が必要と見込まれ、帰還計画の策定に支障が生じる。
- ③ 住民個々人の家屋損傷が酷く補修及び適正な管理が必要である。資産価値の減耗を防ぐことは復旧・復興を願う住民要望に対する行政の責任である。
- ④ 雑草や竹林が繁茂し、秋到来と共に枯れ火災懸念が高まっている。火災が発生すれば防火体制もないことから町の住宅、商店等、全家屋が焼失する可能性があり、現況を改善することは行政の使命である。
- ⑤ 大震災により製造業や商業施設及び漁業施設が壊滅的な被災を受けた。希望ある復興を果たすための備品や施設の補修は不可欠である。
- ⑥ 農業については農地の荒廃が進み、このままでは再起不能の状態になることは必至である。このまま数年を放置すれば優良な農地のみならず当町から農業が消滅する。適正な管理は、最低限必要である。